

第3期大阪府がん対策推進計画

(がん登録関係 抜粋版)

第3章 大阪府におけるがんの現状と課題

2 大阪府のがん対策の現状と課題

(2) がん医療

- ▽ がん診療拠点病院を通じて、がん医療の均てん化を進めるとともに、二次医療圏毎に地域の実情に応じて、地域連携の一層の充実を図る必要があります。
- ▽ 小児・AYA世代のがん、高齢者のがん、希少がん、難治性がんについては、それぞれの特性に応じた対策が必要です。
- ▽ 大阪において、重粒子線治療施設や BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）治療施設が開設される予定であり、最先端のがん治療の提供が期待されます。
- ▽ 全国がん登録の実施に伴い、精度維持・向上や得られたデータの活用が求められています。
- ▽ 緩和ケアについて広く府民に対する普及啓発を図るとともに、提供体制の充実、緩和ケア研修会の受講促進等に努める必要があります。

④がん登録

ア がん登録事業の推進

○がん登録とは、がんと診断・治療された患者の情報を集積し、がんのり患数・り患率、受療状況（検査・治療の内容、診断時の病業の拡がり）、生存率を計測し、がんのり患の将来予測やがん医療の評価、がんの原因究明などを行い、がん予防の推進とがん医療の向上に役立てるために行う取組みです。

○府では、昭和 37（1962）年より、大阪府医師会、大阪府立成人病センター（現大阪国際がんセンター）の協力のもと、大阪府地域がん登録事業を実施、長期にわたり、精度の高い府内のがん発生数や生存率等を算出してきました。平成 28（2016）年 1 月に「がん登録等の推進に関する法律」が施行され、全国がん登録事業が始まり、事業委託先が大阪国際がんセンターに一本化されました。しかしながら、がん登録に関する府民の認知度は未だ十分とはいえず、がん登録の意義等について周知に努めています。

イ がん登録データの提供

○府内のがん診療拠点病院等における診療実績をがん登録データから算出し、大阪国際がんセンターがん対策センターのホームページ等で公表することにより、情報提供を行っています。

○がん登録を通じて把握された、希少がん、難治性がんや小児・AYA 世代のがん等に係る情報について、患者や家族への情報提供にあたっては、個人情報保護に十分に配慮しつつ行う必要があります。

ウ がん登録データの活用

○集計されたがん登録データは、年報として報告するとともに、本計画をはじめ、大阪府におけるがん対策の企画立案・評価やがん診療の基礎資料として活用しています。

○大阪府がん登録データは、世界保健機関（WHO）の下部組織である国際がん研究機関（IARC）が公開するがん統計のデータベースやロンドン大学が行うがん患者の生存に関する国際共同研究等にも継続的に採用されており、信頼に値するがん登録として、世界のがん対策においても活用されています。

○全国がん登録の情報の利活用については、平成 30（2018）年末を目途に開始される予定となっており、国が策定するがん登録情報のデータ提供マニュアルを踏まえ、正確な情報に基づくがん対策の企画立案などに活用していく必要があります。

第5章 個別の取組みと目標

2 **がん医療の充実** (府民誰もが心身ともに適切な医療を受けられる体制整備)

- ▽ がん診療拠点病院の機能強化に取り組むとともに、二次医療圏毎に設置されているがん診療ネットワーク協議会の一層の充実を図り、連携体制の強化を進めます。
- ▽ 小児・AYA 世代のがん医療の連携・協力体制、長期フォローアップ体制の充実等に努めます。
- ▽ 高齢者のがん診療ガイドラインについて、がん診療拠点病院等への普及に努めます。
- ▽ 重粒子線治療施設等とがん診療拠点病院との連携を進めます。
- ▽ **がん登録の精度維持・向上や、得られたデータの活用や情報提供を図ります。**
- ▽ 希少がん患者が適切な医療を受けられるよう、国が整備する中核的な役割を担う医療機関と府内がん診療拠点病院との連携のあり方、希少がんに関する情報提供や相談支援について、大阪府がん診療連携協議会と連携して検討します。
- ▽ 緩和ケアについてがん患者に対する普及啓発を図るとともに、提供体制の充実、緩和ケアに関する人材育成等に努めます。

(4) **がん登録の推進**

① **がん登録の精度向上**

○大阪国際がんセンターと協力して、実務担当者の育成やスキルアップを目的とした研修を継続的に実施します。国内のみならず、国際比較にも耐えるよう、がん登録データの精度の維持向上に努めます。

○登録作業の効率化を図り、より最新の情報を府民に還元できるように努めます。

② **がん登録による情報の提供**

○大阪国際がんセンターや大阪府がん診療連携協議会と連携し、医療機関、府民に対して、がん登録の意義等について周知に努めます。

○がん登録データを用いて、府内のがん診療拠点病院等の診療実績を算出し公表することにより、引き続き、情報提供を推進します。

○がん登録を通じて把握された、希少がん、難治性がんや小児・AYA 世代のがん等に係る情報について、国が策定するがん登録情報のデータ提供マニュアルを踏まえ、患者や家族等に必要なデータを提供できるよう、条件整備を進めます。

③がん登録による情報の活用

○がん登録により集約された情報の活用については、個人情報保護に留意しながら、がん検診の精度管理やがん医療の向上等、がん対策の企画立案や評価に積極的に活用します。

○大阪国際がんセンターや大阪府がん診療連携協議会と協力して、DPC(注31)データやレセプト情報のデータ等と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、がん登録データのさらなる利活用を進め、がん医療の実態をより詳細に把握することに努めます。